

ちょっとお久しぶり、の「なるほど著作権セミナー」開講です！  
さて、Season-3では著作権制度の本丸、「著作権」について解説していきます。マンガ、音楽、映画などの著作物が経済的にますます利用されるようになってきている現在、「著作権」とはどのような権利なのかについて基本に立ち返って考えてみましょう。



これまでに勉強したことは覚えているかな？

なかがわ

な) さあ、今回からいよいよ「著作権」について勉強するよ。

ち) 「著作権」って、つまり著作物を財産的に利用できる権利だよ。言葉はよく聞くけど、実際どんな権利なのか正体が掴みにくいよね。

な) そうだね。著作権の内容は、知っているようで意外と知らないことが多いんだ。ここで一度、再確認してみよう。

一筋縄ではいかな  
そうな予感……。

むむっ！



チョッキー

## 1. 著作権は各種権利の束

本稿は許可なく複製し、公衆伝達をしていただいて構いません。

<http://www.hanketsu.jiii.or.jp/kaiin/>

※1) 2009年9月号「なるほど著作権セミナー」p.23参照。

な) 早速、ウォーミングアップから始めよう。「『特許権』を一言で説明してください」と言われたら、チョッキーならどう答えるかな？

ち) ふっ。だてに、これまで知的財産権を勉強してきたワケじゃないよ！「特許発明の実施を専有する権利」だよ。特許法68条に書いてあるよ。

な) おっ、正解。やるね～！ では、「意匠権」の場合は？

ち) 「登録意匠及びこれに類似する意匠の実施を専有する権利」でしょ。これは意匠法23条に書いてあるね。

な) お～！！ 素晴らしい！ チョッキーがちょっと輝いて見えるよ。

ち) エッヘン、産業財産権なら任せてよ。

な) じゃあ、本題ね。「『著作権』を一言で説明して」と言われたらどう答える？

ち) え？ え～っとね……。あれ、何だろう？

な) 「著作権」の定義は何条に規定されているかな？

ち) 17条に「21条から28条の権利を著作権という」と書いてあったよね<sup>※1</sup>。

な) そのとおり。だから「著作権」の正体は、21～28条に規定される「複製権」「公衆送信権」といった11個の権利の集合体なんだよ。

ち) そうすると、シンプルな「著作権の定義」は条文上にはないんだね。

著作権を一言で説明してはて……？



## 2. 「著作権」を一言で定義すると？

な)これらの権利のことを「支分権」といいます。  
では、条文を見ながら著作権の内容を一言で説明できるかな？

チ)「著作権とは、自分の著作物を複製し、上演し、演奏し、上映し、公衆送信し、口述し……ゴニョゴニョ……翻案等をするを専有する権利」。  
どう？ 一言で言えたよ。フ～、疲れたー！

な)あのね、落語の「寿限無」じゃないんだから（苦笑）。

チ)支分権って、そもそも内容もバラバラだし、一言で説明なんて無理だよ！  
「著作権とは、21条から28条の各種支分権をいう、マル」でいいでしょ？

な)う～ん、でも、それだと芸がないじゃない？  
著作権は、次のように整理すれば一言で説明できるんだ<sup>※2</sup>。



※2)「著作物の複製物の作成に関する行為」「著作物の公衆への提示に関する権利」「複製物を介する著作物の利用に関する権利」「著作物の二次の利用に関する権利」の4つに分ける考え方もある。  
〔『著作権法』作花文雄著、発明協会刊〕

### 条文

#### 著作権法

21～28条 著作権とは、他人に対し著作物を複製し、公衆伝達し、加工することを許可できる権利である。

チ)複製・公衆伝達・加工？ ……複製は、複製権のことだよな？ 公衆伝達する権利と加工する権利って何？

な)公衆伝達とは、複製を伴わないで著作物を公衆に伝達する行為。加工は、条文上使われる言葉じゃないけど、翻案、翻訳、編曲など著作物を変形することだよ。

チ)ピンとこないなあ。

な)これら支分権と我々の身の回りの具体的な行為を結び付けてみよう。

### 重点

#### (複製)

複製権 (21条) : 刊行物の印刷、CDやDVDのコピーなど

#### (公衆伝達)

上演権及び演奏権 (22条) : 演劇の公演、コンサートでの演奏など

上映権 (22条の2) : 映画の上映、写真の映写など

公衆送信権等 (23条) : 放送、音楽の有線放送、インターネット、ファイル交換など

口述権 (24条) : 小説の朗読、講義、演説（いずれも録音されたものの再生を含む）など

展示権 (25条) : 絵画や未発行写真の展示（原作品によるものに限る）など

頒布権 (26条) : DVDの販売、レンタルなど（映画のみに認められる）

譲渡権 (26条の2) : 印刷物の販売、CDの販売など（映画以外の著作物に認められる）

貸与権 (26条の3) : 貸本、CDのレンタルなど（映画以外の著作物に認められる）

#### (加工)

翻訳権、翻案権等 (27条) : マンガのアニメ化、小説の翻訳、映画化など

二次的著作物の利用に関する原著作者の権利 (28条) : 翻訳作品、映画作品について原作者の権利共有

チ)なるほどね。少しイメージがわいてきたヨ。

### 3. 「著作権」と「産業財産権」の本質的な違い

※3) 著作権法10条1項には、「言語の著作物」「音楽の著作物」「舞踊又は無言劇の著作物」「美術の著作物」「建築の著作物」「地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物」「映画の著作物」「写真の著作物」「プログラムの著作物」といった、9つの著作物の種類が例示されている。



な) せっかくチョッキーに特許権の定義を答えてもらったので、「著作権」と「産業財産権」を比べてみよう。両者の権利内容の違いが分かるかな？

ち) えっと、産業財産権は特許権や意匠権という1種類の権利しかないのに、著作権はたくさんの権利が集まってできている。

な) うん、そうだね。じゃあ、重ねて質問。どうして著作権は、前ページの表のようにたくさんの権利を規定しているんだろう？

ち) ん〜……。分かった！ 著作権は映画、小説、音楽、美術、プログラムなど、保護する対象の種類がたくさんあるからだ！<sup>\*3</sup> 当たり前でしょ？

な) なるほど。一見、それらしい回答。

ち) い、一見ですか？

な) いやいや、ごめん(笑)。まあ、確かに「コンピュータプログラムの口述」とか、「絵画の上演」といった行為は考えられないから、それぞれの著作物が有する権利は実質的に異なってくるけど、条文上、区別しているのは26条における映画の著作物だけなんだよね。

ち) じゃあ、何だろう？ ボク、もうお手上げ〜！

な) 例えば、我々がCDを購入したり、DVDを借りてきたときに、これら記録媒体に入っている音楽や映画の著作物を「利用」するわけだけど、この「利用」とは具体的にはどういった行為かな？

ち) 音楽を聴くとか、映画を観るとか……そういうこと？

な) そう、そのとおり。著作物の最終的な利用行為は、著作物を鑑賞することだね。じゃあ、もう一度、支分権を見てね。「映画を観ることを許可する権利」「小説を読むことを許可する権利」などと規定されている？

ち) そうか！ 著作権は、「著作物の鑑賞」自体をコントロールする権利じゃなくて、時間的に著作物を鑑賞する前段階の行為をコントロールする権利なんだね。

な) ご名答！ 特許権などの産業財産権は、「業として」というリミッターは付いているけど、他人の「発明等の実施」という最終的な行為をコントロールする権利だね。それに対して、著作権は他人の「著作物の鑑賞」という最終的な行為をコントロールする権利じゃないわけだ。

ち) ボクたちは、著作権者の許諾のもとに小説を読んだり、音楽を聴いたり、映画を鑑賞しているわけじゃないんだね。

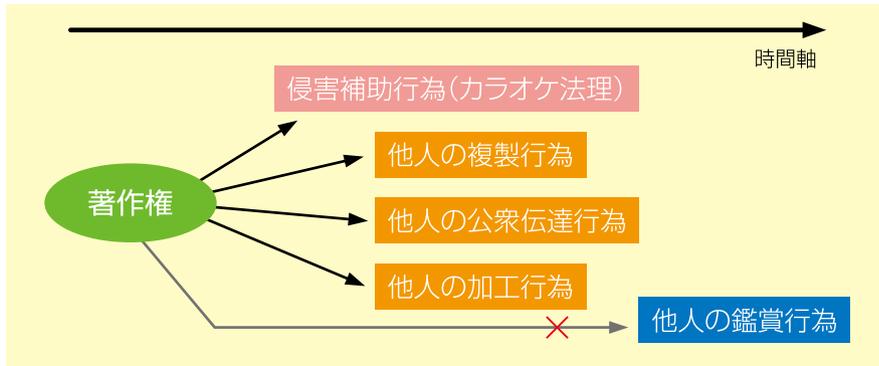
な) そういうこと。特許権者の許諾のもとに機械を製造するとか、方法を用いるのとは違うんだよ。

正解！



な)この関係を図示すると、次のようになります。

下図の「カラオケ法理による権利拡張」は、また別の機会に説明します。



チ)物質特許と、その物質の製造方法の特許との関係に似ている気がする。

な)うん、確かに似ているかも。物質が公知でも、その物質の製造方法が新規であれば特許になるけど、製造方法はたくさん考えられるよね。つまり、これが著作権にたくさんの権利が含まれている理由だよ。

チ)著作物の伝達手段がいっぱいあるから、著作権もたくさんの支分権が必要なんだね！

な)そう。例えば、ゲーテンベルクが印刷機を発明した15世紀には、著作物を広く伝達しようと思ったら、その手段は印刷物の流通しかなかったよね。だからその当時、もし著作権法を制定しようとしたら、複製権だけを規定すれば済んだんだろうね。

チ)あッ！ だから、複製する権利、つまりコピーライトなんだ<sup>※4</sup>。

な)よく気がついたね。「複製する権利」が英語の「著作権」の語源なんだ。でも、その後、映画が発明されたり、テレビなどの放送が開始されて、複製という形態をとらない著作物の伝達方法が生まれてきたんだ<sup>※5</sup>。加えて、演劇の公演とか口述による伝達もきちんと法律上の権利として規定しようということになったんだね。

チ)その後、インターネットという伝達手段も生まれているしね。だから、法律がどんどん複雑になっているんだね。うへへ。

な)著作権に歴史あり、だね。このあたりは改めて説明する予定です。

※4 「著作権」に対応する英単語には、「copyright」のほかに「literary right」がある。

※5 エジソンの映画装置開発は1891年、フェデッセンのラジオ放送は1906年、高柳健次郎のブラウン管の電送・受像成功は1926年である。ちなみに、ベルヌ条約の締結は1886年。

次回は……

**複製行為と翻案等の加工行為**について学習します。

今月のクイズです。  
映画などを視聴できる有料放送のスクランブル解除装置を有料放送事業者の許諾を得ずして製造販売することは、著作権侵害となるでしょうか？

今日は、ボクが  
出題するヨ！



※解答は p.67



筆者：中川裕幸

中川国際特許事務所 所長・弁理士  
〒105-0001  
東京都港区虎ノ門3-7-8  
ランディック第2虎ノ門ビル5階  
Tel : 03-5472-2900



Illustrated by K. Sasaki

URL : <http://www.ks-df.com/>

E-mail : [ksdesign55@hotmail.co.jp](mailto:ksdesign55@hotmail.co.jp)